

泉佐野市田尻町清掃施設組合附属機関条例

令和4年10月26日

泉佐野市田尻町清掃施設組合条例第1号

(設置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、別表のとおり附属機関を設置する。

(報酬及び費用弁償)

第2条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償は、別に条例で定める。

(委任)

第3条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、令和4年11月1日から施行する。

別表(第1条関係)

名称	担当事務	委員定数
泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会	新ごみ処理施設の整備及び運営の事業に係る事業者の選定についての必要な事項の調査審議に関する事務	4人